

第4回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年4月3日(月)
開会 15時00分
閉会 16時00分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 4番 吉村 幸夫

11番 松永 久美子

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 省吾	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第16号	農地法第5条の申請について
議案第17号	農地法第4条の申請について
議案第18号	農地法第3条の申請について
議案第19号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について

8. 報告事項

報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第10号	農地等の形質変更届出について
報告第11号	農地等の形質変更工事計画変更届出について
報告第12号	非農地証明願について
報告第13号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は13番堤委員さんです。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 吉村 幸夫委員、11番 松永 久美子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第16号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第17号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第19号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第9号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第10号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第11号</td> <td>農地等の形質変更工事計画変更届出 について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第12号</td> <td>非農地証明願について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第13号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>15件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。 議案第16号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>	議案第16号	農地法第5条の申請について	6件	議案第17号	農地法第4条の申請について	2件	議案第18号	農地法第3条の申請について	4件	議案第19号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	18件		農地中間管理事業	1件	報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第10号	農地等の形質変更届出について	4件	報告第11号	農地等の形質変更工事計画変更届出 について	1件	報告第12号	非農地証明願について	2件	報告第13号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	15件
議案第16号	農地法第5条の申請について	6件																																
議案第17号	農地法第4条の申請について	2件																																
議案第18号	農地法第3条の申請について	4件																																
議案第19号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																	
	利用権設定 通年	18件																																
	農地中間管理事業	1件																																
報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																																
報告第10号	農地等の形質変更届出について	4件																																
報告第11号	農地等の形質変更工事計画変更届出 について	1件																																
報告第12号	非農地証明願について	2件																																
報告第13号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	15件																																
<p>事務局</p>	<p>議案第16号 17番についてご説明します。 議案は1ページになります。</p> <p>図面は1ページから7ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇年頃に〇〇〇敷地として利用していたとして始末書が添付されています。 農地区分は第1種農地。</p>																																	

事務局	<p>許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、18番になります。 図面は8ページから13ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が建売住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、19番になります。 図面は14ページから19ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が資材置場及び駐車場をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、20番になります。 図面は20ページから29ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が共同住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、21番になります。 図面は30ページから35ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、22番になります。 図面は36ページから39ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場をするための申請です。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	<p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第16号 については以上6件です。</p>
議長	<p>それでは17番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は、家の横ではありませんでしたが特に問題ないと思います。生産組合長さんと区長さんの承諾もありましたので、私も承諾しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>17番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は、ぼちぼち家が建っている所になります。排水も問題ない所です。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は、通学路が整備されていない所になりますが特に問題ないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この場所は、街の真ん中になります。ここはこれまでも何回か話が出ていたところになります。周りは宅地で問題ないところです。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、21番について担当委員から説明をお願いします。</p>

議長	いします。
担当委員	周りには平屋の住宅もあり、下水もあるところです。生産組合長さん、区長さんの同意もありましたので、私も承諾しました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、22番について担当委員から説明をお願ひします。</p>
担当委員	ここは、耕作放棄地になっているところで見に行ったところでした。駐車を造りたいとのことでした。問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請6件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第17号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第17号 について説明します。</p> <p>議案第17号 7番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は40ページから45ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、8番になります。 図面は46ページから47ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が植林をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇頃と〇〇〇頃に植林をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。</p>

事務局	<p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第17号 については以上2件です。</p>
議長	7番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	<p>申請人は現在、子の世帯と同居しており、孫の成長に伴い住宅が手狭になることから、申請地に住宅を建築したいということで申請されています。排水計画につきましては、雨水は溜桝に集水した後に市道側溝へ、生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に市道側溝へ放流する計画となります。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。以上です。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は、山の中です。年齢的にも高齢で百姓できないとのことでした。何の問題もありません。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので、問題ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第18号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号 4件について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第18号 については以上4件です。</p>
議長	議案第18号 について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第18号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年18件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の5ページから7ページに明細書を、8ページから18ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が9名、貸付人が18名で、面積は田が22,865㎡、畑が37,039㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第19号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の19ページに明細書を、20ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>田が1,755㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第19号 農地中間管理事業については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>

議長	<p>特に無いようですので、議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）1件については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第9号 について御説明します。 議案は21ページになります。</p> <p>3件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。 報告第9号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第10号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 について御説明します。 議案の22ページをご覧ください。3番から5番については届出人が別ですが、届出地が同じ区画にありますので、一括してご説明します。 図面は48ページから50ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 切り下げをして、大根や白菜を作付けする畑として利用するための届出です。 続きまして、議案は23ページ、6番になります。 図面は51ページから53ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げをして、水稻として利用するための届出です。 報告第10号 については以上です。</p>
議長	<p>3番から5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、地すべり地帯になっておりまして、調査中の所ですが、問題ないと思います。</p>
議長	<p>3番から5番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ため池を浚渫して泥を入れたいとのこと。特に問題ないところです。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第11号 農地等の形質変更工事計画変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 について御説明します。</p> <p>議案の24ページ 1番になります。</p> <p>図面は54ページから56ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>令和4年2月委員会で報告した農地等の形質変更届出について工事計画の変更届の提出がありました。変更内容としましては、工事期間の変更になります。報告第11号 については以上です。</p>
議長	<p>1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>昨年申請が出ていたところ。泥が不足3分の1が出来ていないとのこと。特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>報告第11号 農地等の形質変更工事計画変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第12号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号 非農地証明願について御説明します。</p> <p>議案の25ページ、1番になります。</p> <p>図面は57ページ、58ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>〇〇〇頃、一般住宅を建築されたものです。</p> <p>登記地目は田、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、一般住宅が建っていることを確認し、固定資産評価証明書により、建築されてから20年以上経過していることも確認できました。</p>

事務局	<p>続きまして、議案の25ページ、2番になります。 図面は、59ページ、60ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 〇〇〇頃、申請地に倉庫が建築されたものです。 登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、倉庫が建っていることを確認し、固定資産評価証明書により、建築されてから20年以上経過していることも確認できました。</p> <p>報告第12号 非農地証明願については以上2件です。</p>
議長	非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。
〇番委員	地目変更はしなくていいのですか。
事務局	宅地として証明し、登記してもらいます。
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第13号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号 について御説明いたします。 議案は、26ページになります。</p> <p>1番から15番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第13号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第13号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第4回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<<<議事終了>>>